2014年号
訪問勧誘編

Life Style with Liquefied Petroleum Gas

LPガスのある暮らし

「違法勧誘から身を守る!
安心して使う身近なLPガス」

LPガスの訪問勧誘も対象の
特定商取引法のポイントを詳しく解説!

- LPガスの新規契約時の注意点は?
- LPガスの料金制度を理解しましょう!
- 最新のLPガス機器
- 換気には「給気」と「排気」が必要です!

一般財団法人 エルピーガス振興センター

違法勧誘から身を守る！
安心して使う身近なLPガス

LPガスの悪質な訪問勧誘に気をつけましょう。
消費者は「特商法（特定商取引に関する法律）」で守られています！
LPガスの訪問勧誘についても特商法が適応され、保護されています。
具体的には、業者がしつこい勧誘をしたり、
うその内容を伝える等によるトラブル（違法勧誘）から身を守るため、
ここではポイントごとに分かりやすく説明していきます。

要チェック

☑ 話を聞く前に……

勧誘を受ける前に、まず①社名・名前、②勧誘目的、③内容を確認しましょう。

☑ 納入会社の確認を！

訪問員が全く別の会社の場合もあります。実際に納入する事業者名を確認しましょう。

☑ 激安料金に注意！

安値やサービスがいつまで保証されるか、料金表の発行等の情報提供サービスの有無も確認しましょう。

☑ ちょっと待って！

委任状にハンコを押す前に、今一度、よく契約内容を確認しましょう。（他人任せにせず、ご自身で確認しましょう。）

☑ 管理体制を確認！

ガス漏れ等緊急時の迅速な対応や供給設備、消費設備の点検、調査は確実か確認しましょう。

☑ 書面の確認を！

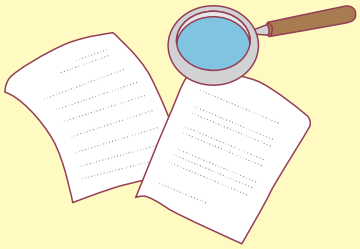

事業者は、申込時・契約時に、販売価格・代金支払時期・支払方法・担当者名・クーリング・オフのお知らせ等を記載した書面を交付することが義務付けられていますので、書面を確認しましょう。

知ってますか？

☑ ウソや隠蔽は違法！

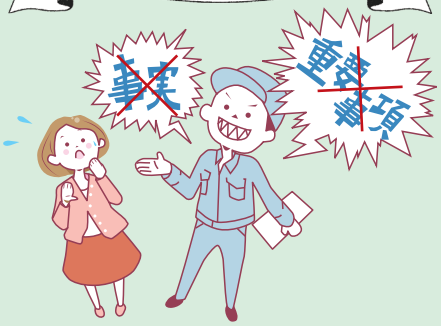

事業者が、①事実と違うことを伝える、②重要事項を伝えない、③威迫して困惑させることを禁じています。（重要事項：販売価格、代金支払時期、支払方法等）

☑ 解約できます！

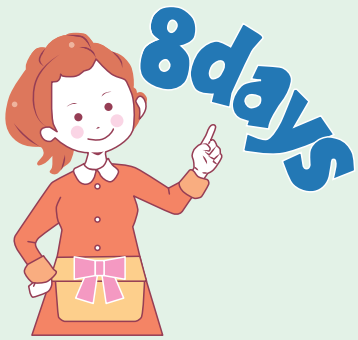

一定期間、訪問販売の場合は、法律で定められた書面を受け取ってからの8日間は、解約できます。（クーリングオフ制度）

☑ 説明と違う！？

クーリング・オフ期間が過ぎても、受けた説明と事実が異なれば契約を取り消すことができます。（契約時の資料やメモは大切に保管しましょう）

☑ しつこい勧誘も違反！

契約しないと返事すれば、その後の勧誘は禁止されます。

☑ ハッキリ断ろう！

契約をしない場合は、ハッキリと断りましょう！あいまいな態度ではなく、明確に断ることが有効です。

☑ 連絡はご自身で！

解約手続きをするときは、現在契約している販売店に、ご自身で連絡しましょう。（トラブル防止になります）

これで安心

☑ 違反すると……

事業者は特商法に違反した場合、改善の指示、1年以内の業務停止命令の行政処分または2年以下の懲役等が科されます。

悪質な勧誘は特商法違反ですのでご注意を!!

- 取引販売店の誹謗・中傷
- 勧誘を断ってもなかなか帰らない
- シツコイ勧誘

ガスの切り替えなどの勧誘で不審に感じたら、直には契約せず地元のエルピーガス協会または消費者ホットラインへご相談を！

消費者ホットライン（消費者生活相談窓口） **TEL.0570-064-370**

LPガスの新規契約時の注意点

料金の仕組みはどうなっていますか？

ＬＰガス料金は、ガスの使用量に関係なく発生する**「基本料金」**と、ガスの使用量に応じてかかる**「従量料金」**で構成される**二部料金制・三部料金制**が一般的に採用されています。次ページを参考に、どの料金制度なのかなどを確認してください。

契約内容に不明確な点はありませんか？

勧誘時の書面に目を通さなかったり、セールスの言葉をうのみにすると思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。**契約条件として解約時の高額な解約料請求が含まれる場合もあります**ので、契約する前に契約書の内容をよく確認しましょう。

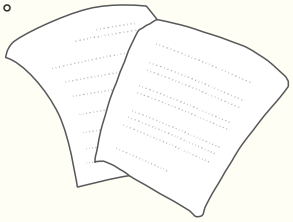

提示された料金が急に理由なく値上げされることはないですか？

販売店を変更した後しばらくすると**正当な理由がなく値上げされたり、サービス内容が前より悪くなったりする場合があります。**契約する前に確認しましょう。

保安やサービスはどうですか？

緊急時に販売店や保安機関等と連絡がとれ、すぐに対応してくれるかなど、**保安やサービスの内容についても確認**してください。

LPガス販売店を替える時の注意点は？

供給設備は販売店、消費設備は消費者の管理責任です！

LPガス設備にトラブルがあった際に、誰の責任になるのか？責任の所在を明確にするために、**容器やメーター類等の供給設備は販売店側の維持管理責任、ガス器具や室内配管等の消費設備は消費者側の維持管理責任**となっています。

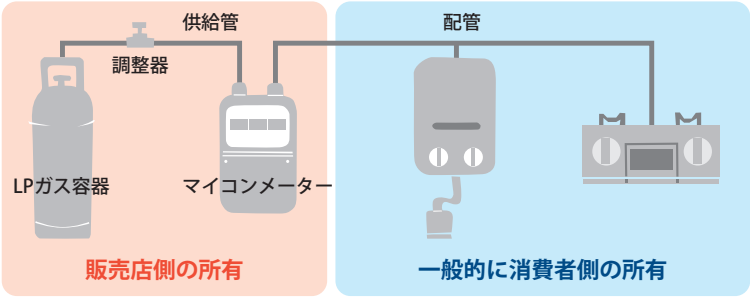

解約する場合の消費者の配管代支払等について

販売店を替えたり、オール電化設備に切り替えるため現販売店に契約解除を申し入れたりすると、**屋内配管代の支払いを要求されるケースがあります。**配管代支払いに関する事項を明記した書面がある場合には、支払いが必要になります。

ただし、**書面での明記がない場合は、配管の所有権は家屋の所有者に属するという解釈により、一般的には支払う必要はありません。**

このようなケースにおいて、新しい販売店やLPガス以外の事業者が勝手に設備を取り外すと、現販売店から「ガス配管設備代」等の思いもよらない支払請求を受けるおそれがありますので、ご注意ください。トラブルを防ぐためにも、**現販売店への契約解除手続きは、新しい販売店等業者任せにするのではなく、お客様ご自身で行ってください。**

「液石法※」第14条書面は必ず交付されるものです！

※ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

「書面」は契約を結んだときに販売店から消費者に交付することとされています（液石法による義務）。液石法の改正（平成9年4月施行）により、書面に記載する内容がより具体的になりました。特に料金に関しては、料金の構成やその内容を消費者に分かりやすく示すことが義務づけられました。

また、設備の所有関係について、消費者所有か販売店所有かを明確に表示することになりました。

なお訪問勧誘により契約する場合は、特定商取引法の改正（平成21年12月施行）により、販売価格、代金支払時期、支払方法、担当者名、クーリング・オフのお知らせ等を記載した書面が販売店より交付されます。

トラブルを避けるために、交付される書面の内容をよく確認し、不明な点は販売店に問い合わせましょう。

書面には主に……

1. LPガスの種類
2. LPガスの引渡し方法（料金について）
3. 設備の所有関係
4. 設置、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法

が書いてあります。

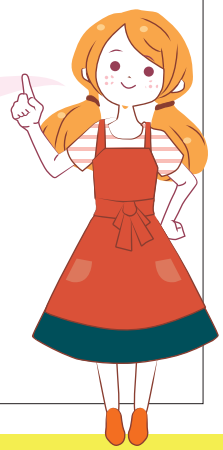

LPガスについて困ったことは **全国エルピーガスお客様相談所にご連絡ください。**（最寄りの相談窓口は裏表紙へ）

LPガス料金の変動とその仕組み

料金変動の要因

輸入価格

LPガスは、原油と同じように大半が海外からの輸入に頼っています。その価格は、産ガス国から通告される価格が基になっており、また為替レートの影響を受けます。

小売価格

輸入したLPガスは、一連の流通経路を経て消費者の家庭に届きます。一般的に流通段階で発生する費用として、輸送運賃、充てん費用、供給・消費設備の点検・調査費用等が含まれます。

流通段階別LPガス価格の推移

出所：石油情報センター調べ

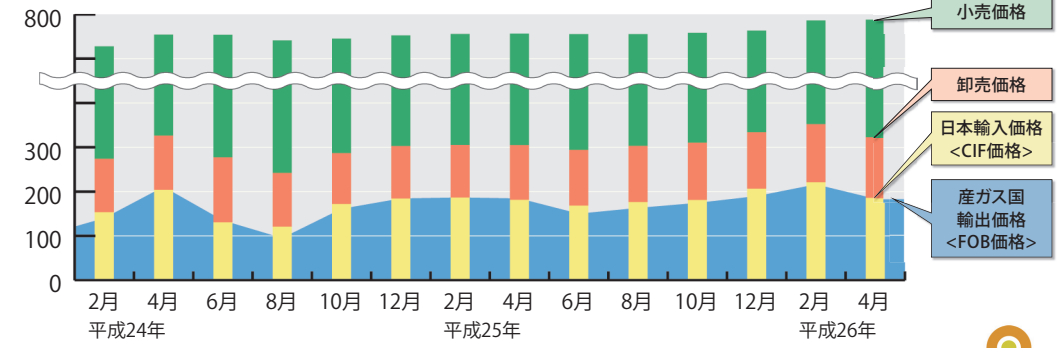

小売価格を改定する場合の手続

LPガス料金は**公共料金ではありません。**そのため、料金を改定する際は、消費者と販売店が新しい料金について合意することが必要です。そのため、あらかじめ書面により販売店から改定する金額が通知されます。

通知の書面を受け取ったら、内容をよく読んで、分からないことがあれば販売店に確認しましょう。（販売店に受け取った書面の料金改定に合意しないことを伝えずに改定後の料金を支払うと、料金改定を認めたことになります。）

LPガスの料金体系を理解しましょう！

LPガスは自由料金です！

LPガスは、電気・都市ガス等の認可料金と違い、販売店がそれぞれの料金計算の方法によって料金を設定する方式になっています。料金制には、二部料金制、三部料金制、最低責任使用料金制、複数料金制があります。

三部料金制のしくみ

三部料金制度とは**「基本料金」「設備利用等料金」**と**「従量料金」**との合計で算出されるものです。

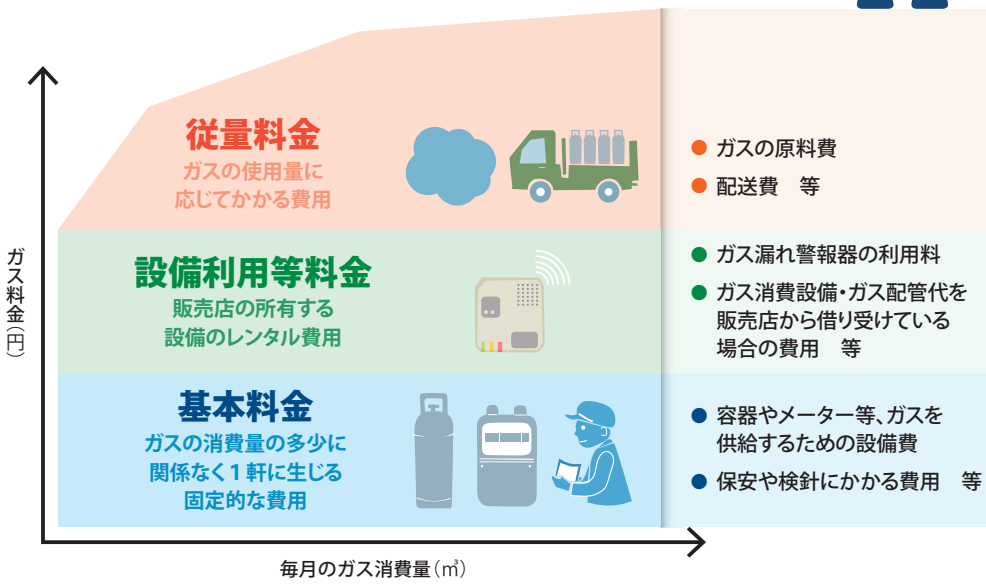

LPガスはどうやって家庭に届けられるの？

産油・産ガス国
輸出価格が決まります

輸送船

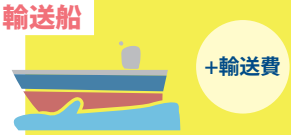

輸入基地
輸入価格が決まります

LPガスローリー

LPガス充填所
卸売価格が決まります

配送車

消費者宅
小売価格が決まります

全国の地域ごとのLPガス価格についてはホームページで！

各地域のLPガス価格は、石油情報センターのホームページのLPガス価格データを参照するか、各都道府県のLPガスお客様相談窓口（裏表紙参照）にお問い合わせください。

今、節電・省エネが求められています！

政府は消費者に対して省エネ・節電対策の実践についても協力を呼びかけています。
電力需要の問題だけでなく地球温暖化に対して私たちも積極的に取り組みましょう！

1 節電に必要な4つのこと！「カット」

ムダを減らしたり省エネモードの活用

夏期、エアコン設定温度は28℃を心がける、日中は不要な照明を落とす、テレビを省エネモードに設定する……といった「ムダ」を減らすことで行う節電です。最も節電効果があります。

高効率ガスコンロ（Siセンサーコンロ）

バーナーやグリルの燃焼効率が改善され省エネ性が向上しています。

高効率給湯器（潜熱回収型給湯器）「エコジョーズ」

従来の給湯器がムダに捨てていた排気ガス中の排気熱を利用した高効率の給湯器で、省エネの役に立ちます。

2 節電に必要な4つのこと！「シフト」

電力需要のピークをずらしましょう

1日のうち、電力消費量の多い時間帯はパソコンなどの電化製品の使用を抑え、そのぶんの作業を他の時間帯に行うことで、電力消費が最大（ピーク）になる時間帯をずらす（シフトさせる）ことです。

3 節電に必要な4つのこと！「チェンジ」

電気以外のエネルギーにチェンジしましょう

普段沸かすお湯を電気ケトルではなくコンロを使ってやかんで沸かす、炊飯ジャーで炊いているお米を土鍋で炊く、冬場の暖房器具にエアコンではなくガスヒーターを使う……といった「電気以外のエネルギー」を使うことで行う節電です。節電しながらも、普段と変わらない生活を送ることができます。

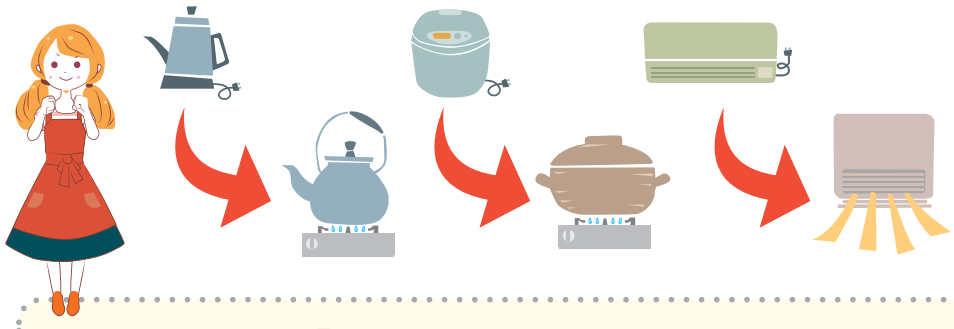

家庭用燃料電池「エネファーム」

一般家庭でも自家発電と給湯が可能

LPガスから水素を取り出して空気中の酸素と化学反応させることにより発電を行うのが燃料電池です。騒音もなく、環境にやさしく、排熱を暖房や給湯にも利用でき、高い効率でエネルギーが活用できます。地球温暖化や省エネルギー等の課題を克服するうえでも有用なシステムです。

従来の発電方法は
エネルギー効率が36%と非効率。
でもエネファーム発電なら……

70～90%と効率的！

4 節電に必要な4つのこと！「見える化」

どれだけの電力を使っているのか見えるようにして、状況を理解しましょう

効果的な節電を行うには、なにがどれだけ電力を消費しているかを把握する必要があります。エネルギー管理システム等を活用し、電力を「見える化」することで節電意識の向上を図りましょう。

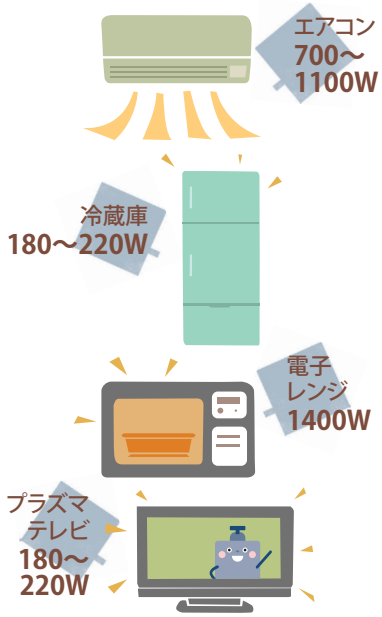

安全について

ガス機器を使うときは、窓を開けるなどして必ず換気！

換気には「給気」と「排気」が必要です。

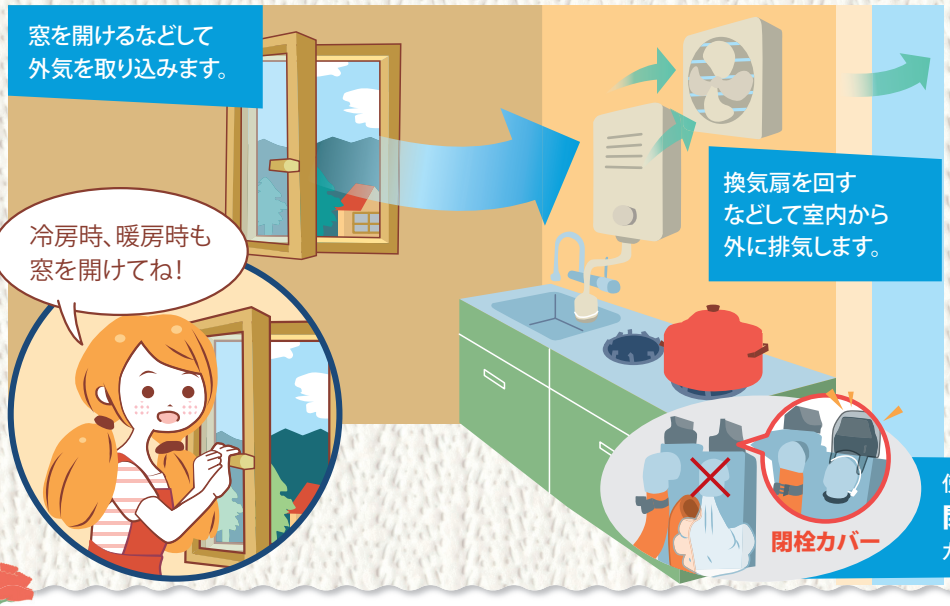

物が燃えるには、新鮮な空気（酸素）が必要です。空気が不足すると、一酸化炭素（CO）が発生します。

一酸化炭素（CO）は無色無臭で有毒です。

場合によっては死亡事故に至る恐れがあります。

※ 不完全燃焼防止機能がついていない、または老朽化した湯沸かし器は交換をお願いします。

※ 警報器の設置も有効です。

使っていないガスの元栓には、**閉栓カバーの取付**がガス栓誤開放の事故防止に有効です。

地震の時、どうすれば良いの？

地震が発生したら、まず第一にご自身やご家族の安全を確保することが大切です。
日頃からご家庭にいて有事の際に取るべき行動をご家族と確認しておきましょう。

自分の身を守りましょう

まず、身の安全を確保してください。
（玄関や勝手口の扉などを開けて逃げ道を確保しましょう）

火の始末をしましょう

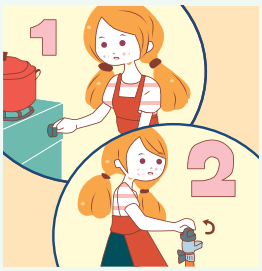

揺れがおさまったら、
器具栓、ガス栓を閉めてください。

地震後にガスを使用する時は

- 余震が発生している間は、できるだけガス器具の利用は避けてください。
- 自宅のLPガスボンベ等が倒れていないことを確認してください。
- 地震発生時（震度5以上）、ガスを使用していた場合はマイコンメーターが自動的にガスを遮断していることがあります。
- ご自身でマイコンメーターの復帰操作を行えば、ガスをご使用になれます。

LPガスを安全に使用するため、またLPガスが使用できなくなった時に備え、LPガス販売店の緊急時連絡先「電話番号」を確認しておきましょう。

マイコンメーターの復帰方法

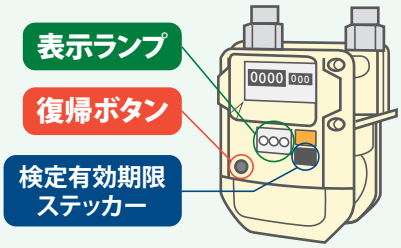

① すべてのガス栓・器具栓が「閉まっていること」を確認してください。

② マイコンメーターの［復帰ボタン］のキャップを外し、ボタンをしっかり押して［表示ランプ］が点灯したら手を離してください。

③ 3分後、ランプの点滅が消えていれば、ガスは安全にご使用できます。

※ この方法でガスが使用できない場合は、販売店に連絡してください。

カセットボンベの廃棄について

中身は使い切ってから！

「穴を開けて中のガスを全部抜いてからの廃棄」と「穴は開けずにそのまま廃棄」の二通りがあります。

※ 自治体によって対応が異なります。
お住まいの自治体窓口にお尋ねください。

LPガス小売価格（二部料金制の全国平均価格、平成25年6月～平成26年4月）

各地域のLPガス価格は、石油情報センターのホームページのLPガス価格データを参照するか、各都道府県のエルピーガスお客様相談窓口（下記参照）にお問い合わせください。

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所
石油情報センター
http://oil-info.ieej.or.jp

	区分	6月	8月	10月	12月	2月	4月
小売価格（円/10㎥）	平均	7,577	7,559	7,585	7,635	7,863	7,903
	最高値	12,022	12,022	12,022	12,022	12,495	12,502
	最低値	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,800
うち基本料金（円）	平均	1,798	1,799	1,799	1,799	1,795	1,806
	最高値	2,636	2,636	2,636	2,636	2,467	2,600
	最低値	420	420	420	780	500	561

注：消費税を含む　出所：一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 石油情報センター　TEL:03-3534-7411(代)

LPガス講習会のご案内

LPガス（プロパンガス）のこと、わかりやすくご説明します。

当センターでは、消費者団体、消費生活センターなどから要請を受け、全国に出向いて講習会を開催しております。（25年度は全国24ヶ所で開催）

- 人数、曜日、時間は問いません。
- 講習料は**無料**です。
- 講習会テーマは、価格、契約内容、環境関連、災害対応、安全対策など

（詳しくは現地主催者の方々とご相談の上、設定いたします。）

講習会の開催をご希望の方は、当センター広報室までお気軽にお問い合わせください。
（ホームページにも掲載しています。）

LPガスお客様相談窓口

日本全国全ての都道府県に相談窓口が設置され、LPガスに関するあらゆる相談や暮らしの安心をサポートしています。

北海道・東北	北海道	0120-484868	秋田県	0120-443326	山形県	023-623-8364	福島県	024-593-2161
	青森県	0120-225221	岩手県	019-623-6470	宮城県	022-225-0929		
関東	栃木県	0120-520038	埼玉県	0120-419640	神奈川県	0120-244566	山梨県	055-228-4171
	茨城県	0120-472680	群馬県	0120-480481	新潟県	0120-135445	静岡県	0120-172680
	千葉県	043-246-1579	東京都	0120-388327	長野県	026-229-8748		
中部・近畿	愛知県	052-261-2833	富山県	076-441-6997	滋賀県	077-526-0577	和歌山県	073-472-0180
	三重県	059-227-9905	石川県	076-291-8792	京都府	075-314-0113	大阪府	06-6263-0410
	岐阜県	058-274-3443	福井県	0776-34-7500	奈良県	0742-33-1967	兵庫県	078-361-8024
中国・四国	鳥取県	0857-29-2214	広島県	0120-332243	徳島県	088-665-7705	高知県	088-831-0427
	岡山県	086-225-1639	山口県	0120-112680	香川県	087-822-1226	愛媛県	0120-256678
	島根県	0852-31-0510						
九州・沖縄	福岡県	0120-523-999	長崎県	095-824-4387	熊本県	096-385-5396	鹿児島県	099-250-2288
	佐賀県	0952-26-2761	大分県	097-551-9929	宮崎県	0985-52-1122	沖縄県	098-858-9551

全国LPガスお客様相談所　03-3593-1100

一般財団法人 **エルピーガス振興センター 広報室**
〒105-0003　東京都港区西新橋3丁目5番2号
西新橋第一法規ビル
[TEL]03-5777-0347　[FAX]03-5777-0348
[E-mail]kouhou@lpgc.or.jp　[URL]http://www.lpgc.or.jp

※この資料は経済産業省資源エネルギー庁の委託により作成したものです。

◎お問合わせ・転載使用は無料ですので、当センターへご連絡ください。

当センターホームページでは次の項目を掲載しています

- LPガスの契約、料金についてのQ&A
- LPガスが災害に強いこと、環境にやさしいこと、安全性に優れていることなどの特長があることを説明した当センター発行の各種広報誌など
- この冊子を含め各種資料がダウンロードできます。